

＜申請について＞

Q 1 申請書類等に押印は必要か。

A 1 申請書類等の押印は省略できますが、その場合、責任者名及び担当者名を記入してください。

なお、貸切バス利用証明書（様式第6号）及び宿泊証明書（様式第7号）は押印が必要ですのでご注意ください。

Q 2 申請書等の提出はファクシミリや電子メールでもよいか。

A 2 申請書等のうち、押印を求めない様式に関しましては、電子メールでの提出が可能です。なお、ファクシミリの申請は、文字等が不鮮明になってしまうためご遠慮願います。

Q 3 同じ年度内に一度申請した会社だが、別のツアーでも改めて申請ができるか。

A 3 福島県内で条件を満たすツアーを実施するのであれば、申請ができます。ただし、上限については、1社につき100万円となります。

Q 4 1社につき100万円の補助上限額は、令和7年4月1日～11月30日までに催行するツアーを対象とした貸切バスの支援制度で補助を受けた額との合算になるか。

A 4 合算はせずに改めてカウントします。

Q 5 インバウンドツアーも補助の対象となるか。

A 5 福島県内で条件を満たすツアーを実施するのであれば、補助対象となります。

Q 6 ジャンボタクシーの利用は対象になるか。

A 6 ジャンボタクシーは対象外です。

＜他の助成制度との併用について＞

Q 7 福島県内の市町村が行っている助成事業と併用も可能か。

A 7 併用可能です。ただし、他の市町村で行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください。また、類似するバス支援助成制度と併用して交付を受けることはできません。

＜観光素材について＞

Q 8 観光素材を行程に組み入れる予定だが、申請書に記載するだけでいいのか。

A 8 申請書に記載するとともに、添付書類の旅程表に施設等が記載されていれば構いません。

Q 9 天災等により、予定していた観光素材への訪問や体験が実施できなくなった場合はどうすればよいか。

A 9 別の施設訪問や体験に変更しても構いません。また、旅行中に発生した天災等でやむを得ず行程から外れた場合は、その事情を記載した書面（任意様式）を実績報告書に添付してください。内容を審査の上、交付の可否を決定します。

＜添付書類について＞

Q 1 0 福島県内で2泊以上して宿泊施設が複数になる場合、実績報告書に添付する宿泊証明書はそれぞれ必要になるのか。

A 1 0 1泊以上福島県内に宿泊していれば補助要件を満たしますので、どちらか1施設からの宿泊証明書の添付のみで構いません。

Q 1 1 貸切バス利用証明書や宿泊証明書はあらかじめ作成してもらってもよいか。

A 1 1 貸切バスの利用や宿泊の実績を証明する資料のため、ツアー最終日以降に発行を依頼してください。